

株式会社ジェイウインド「(仮称)新瀬棚臨海風力発電所 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和4年7月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新瀬棚臨海風力発電所 環境影響評価方法書について、株式会社ジェイウインドに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道久遠郡せたな町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大12,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年9月9日
環境大臣意見受理	令和3年11月25日
経済産業大臣意見発出	令和3年12月3日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年1月31日
住民意見の概要等受理	令和4年3月28日
北海道知事意見受理	令和4年6月20日
経済産業大臣勧告発出	令和4年7月22日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新瀬棚臨海風力発電所 環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 更新対象の瀬棚臨海風力発電所ではこれまでにオオワシのバードストライクが確認されている。このため、鳥類の調査に当たっては、十分な調査範囲を設定するなど適切な調査、予測を実施し、定量的な評価を実施すること。
3. 対象事業実施区域内に一分布している植生自然度10の砂丘植生については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 生態系の上位性及び典型性注目種については、採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)